

秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行規則第2条の3第1項規定に基づく、甲種防火管理再講習です。

1. 講習日時、申込受付期間、講習会場

| 講習年月日 | 申込受付期間 |
|--------------|-----------------------|
| 令和5年10月4日(水) | 令和5年8月21日(月)～8月31日(木) |

【会場】浅舞地区交流センター（横手市平鹿町浅舞字覚町後140） ※案内図は裏面にあります。
当日の受付は12時40分から13時20分までです。係員に受講票を提示してください。

2. 受講対象者

映画館、集会場、飲食店、店舗、旅館ホテル、病院、福祉施設、複合用途ビルなど、不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物を管理する防火管理者が受講義務対象となります。

3. 受講手続

◎受講申込

※ 定員になり次第、締め切ります。（定員50名）

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料3,000円（教材費税込み）

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

（振込み手数料はご負担願います。）

振込用紙の一番右の「防火管理再講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

インターネットバンキングの利用については、金融機関によって形態が異なり、確認が困難なため、不可とさせていただきます。

※ 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却いたしません。

◎申し込み時に必要なもの

「甲種防火管理再講習受講申込書」 ※防火管理講習修了証の写しを添付してください。

4. 講習内容

| 講習科目 | 時間 |
|------------|-------------|
| 受付 | 12:40～13:20 |
| 開講式 | 13:30～13:40 |
| 消防法令の改正の概要 | 13:40～14:40 |
| 火災事例と防火管理 | 14:40～15:40 |
| 修了証交付 | 15:40～ |



5. 受講上の注意事項

- (1) 全講習を受講しないと資格は取得できません。また、遅刻、早退など欠講時間があっても資格は取得できません。
- (2) 講習を都合により欠席される方は、「問い合わせ先」までご連絡ください。
- (3) 事情がある場合を除き講習中の呼び出し（電話の取り次ぎ等）はご遠慮ください。
- (4) 講習中の携帯電話やスマートフォン、タブレット等の電子機器類の使用及び居眠り等の迷惑行為を行う方は、講習修了と認められない場合があります。
- (5) 空調（エアコン）は適宜調整しておりますが、体温調節ができる服装でお越しください。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止に伴う対策について
 - ・発熱（37.5℃以上）や体調不良の方は受講の自粛をお願いします。
 - ・受講生の皆様へのお願いとして、会場では咳エチケット、手洗い、手指消毒にご協力をお願いします。
 - ・会場内で不必要な会話等は控えてください。
 - ・講習時、定期的に換気を実施します。

| | | |
|---------|---------------------|------------------|
| ●問い合わせ先 | 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課 | TEL 0187-63-0316 |
| | 横手市消防本部予防課 | TEL 0182-32-1218 |
| | 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課 | TEL 0183-73-3168 |